

# 和歌川終末処理場焼却灰等搬出業務委託仕様書

本仕様書は、和歌川終末処理場の焼却灰等搬出業務委託について定める。

## 第1条 焼却灰等搬出業務

- (1) 搬出作業は、和歌山市塩屋5丁目3番41号の和歌川終末処理場内、焼却施設から発生する焼却灰等を8t車トラック等に積載し、大阪湾広域臨海環境整備センター和歌山基地（以下「センター」という。）まで運搬すること。
- (2) 委託業務を円滑に行うため、運搬担当者を選定し、各種の連絡調整及び書類の作成を担当させること。
- (3) 搬出は、ダンピングできる車両（観音開き・片開きは不可）であること。
- (4) 搬出は、あらかじめ届け出た車両に積載基準以下の積載量で、受注者の責任において行うこと。
- (5) 運搬時は飛散防止シートで荷台を覆い、路上にこぼれないようにすること。万一、こぼした場合は責任をもって速やかに清掃を行うこと。
- (6) 原則として、搬出車両1台毎に本市係員または運転委託作業員等が立会い、受入伝票等の確認を得た後に搬出すること。
- (7) センターで搬出車両1台毎に計量し、当日の搬出量を産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出と併せて報告すること。
- (8) センターの搬入に際し、日本製鉄関西製鉄所（和歌山地区）の構内を通行することになるので、別途、日本製鉄関西製鉄所（和歌山地区）が定める諸手続きを行うこと。
- (9) 日本製鉄関西製鉄所（和歌山地区）の出入門時間等、受入先の規則、要領等を厳守すること。
- (10) 搬出時は車両1台毎にタイヤ等付着の灰を必要に応じて水洗いしてから出門すること。（タイヤ洗浄用の工業用水、ホース、高压洗浄機は市側で準備する。）
- (11) 搬出車両の処理場への入出門時は、道が狭く混雑しやすいため、常に注意して運転すること。
- (12) 当処理場には薬品納入のタンクローリーが毎日出入りしている他、他の作業員の行き来が頻繁にあるため、場内を通行するときも常に周囲を確認し、事故等ないように十分配慮すること。
- (13) 搬出量は、センターの受入量とする。
- (14) 委託金額は、センターの受入量に契約金額を乗ずる。  
センターの受入量とは、大阪湾広域臨海環境整備センター廃棄物受入手続きに関する達（平成元年11月22日達第6号）に準ずる。
- (15) 委託業務にあたっては、関連法規等遵守すること。

## 第2条 搬出量及び搬出期間

- (1) 搬出する焼却灰等の量は、年間で412.5t程度とする。ただし、下水の水質の変化や処理設備の故障等の事情により焼却灰等の量が変動する可能性があるが、補償はしない。
- (2) 作業日は、基本的には月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。）とするが、運用上搬出が必要な場合はこの限りではない。ただし、センターの指定する日及び悪天候の日は搬出しない。
- (3) 委託業務実施にあたっては、場内工事及び運転委託作業員等と連絡を密にし、協力して業務の完遂を期せねばならない。なお、1日18t程度の搬出を目標にするが、焼却炉運転状況や焼却炉点検等前記によらないこともある。この場合も誠実に業務を完遂すること。

## 第3条 契約締結後の手続き（大阪湾広域臨海環境整備センターへの車両登録）

- 契約後、当業務に使用する車両を決め、以下の書類を速やかに提出すること。
- (1) 搬出に用いるすべてのダンプトラックの自動車検査証の写し 各1部
  - (2) 車両重量が検査証記載と異なる場合は、センターで空車重量の計量を実施し、発行された空車重量計量票の写し 各1部
  - (3) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し及び、登録車両の自動車検査証の写し 各1部

- (4) 検査証の名義人が申請名義人と異なる場合は所有者又は使用者の車両使用承諾書 各1部  
また、以後の追加登録、あるいは、改造等による車重の変更は、やむを得ない場合を除き、  
できるだけ控えること。
- (5) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)は受注者にて用意すること。

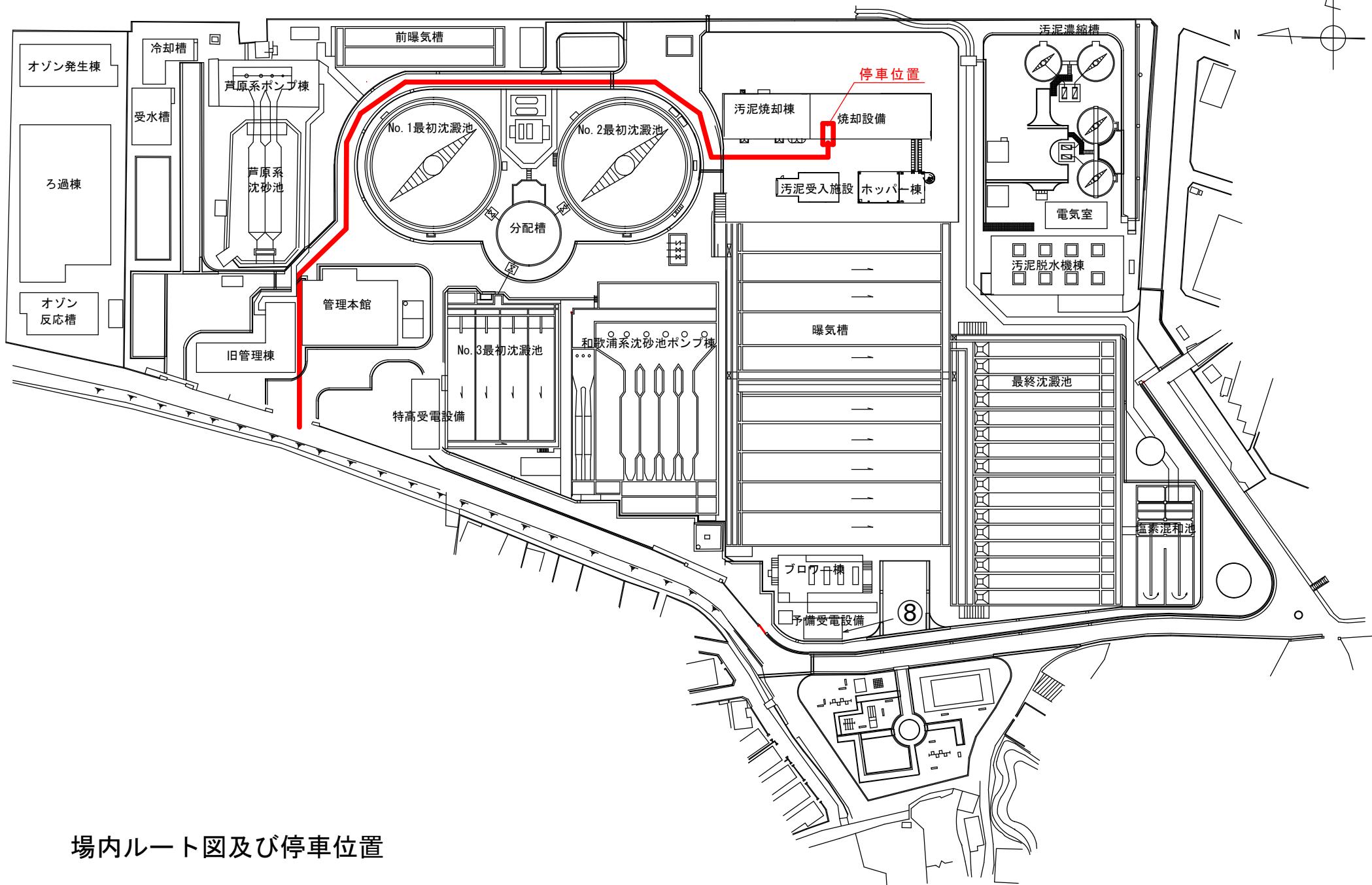
和歌山基地

和歌山基地廃棄物搬入要領  
搬入ルート図を厳守すること。

# 運搬経路図

和歌山  
終末処理場

# 平面図



# 和歌山基地廃棄物搬入要領

令和3年4月改定  
大阪湾広域臨海環境整備センター

1 受入場所

大阪湾広域臨海環境整備センター 和歌山事業所

2 所在地

和歌山県和歌山市湊2675-26 日本製鉄株式会社 関西製鉄所和歌山地区(和歌山)構内

3 電話番号及びFAX番号

TEL 073-455-8103  
FAX 073-455-8104

4 営業日及び受入時間

営業日	<input type="radio"/> 月曜日～金曜日 ※土、日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月4日） 及びセンターの指定する日は、搬入できません。
受入時間	<input type="radio"/> 午前9時00分～午後4時30分

5 受入対象者

受入対象者は、次の区域内で廃棄物等（管理型産業廃棄物、安定型産業廃棄物、管理を要する陸上残土）を自ら排出する事業者とします。ただし、陸上残土Aは泉大津基地で受け入れしています。

府県名	市町村名
和歌山県	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、紀の川市、 岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、 広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、 日高川町

## 6 廃棄物の搬入

廃棄物の搬入に当たっては、「受入の手引」に従うほか、次に掲げる事項を遵守してください。

- ① 搬入車両
  - ・搬入に際して、センターが指定したステッカー（小）を車体の★前面に、ステッカー（大）を★進行方向左側面に常時付けること。
  - ・ダンピングできる車両（観音開き・片開きは不可）で搬入すること。
  - ・ダンプアップ時の地上最高高さは、6.8m未満とすること。
  - ・搬入車両の大きさは、計量ブースに設置されたトラックスケール（縦8.0m、横3.0m）で計量可能なものであること。
  - ・投入ステージから廃棄物の直接投入が可能である搬入車両であること。
  - ・搬入車両の車高が3.8m未満であること。  
(紀の川河口大橋の高架下高さ制限3.8m)
  - ・搬入車両は常に車両整備及びタイヤ、ボディの洗浄を行うこと。
  - ・排ガス規制の遵守、可能な限り低公害車の導入に努めること。
  - ・産業廃棄物の運搬委託を受け搬入を行う車両は、所轄庁に登録されているものであること。
- ② 積み込み
  - ・積載制限量を守ること。
  - ・契約した廃棄物であること。
  - ・廃棄物の混載をしないこと。
  - ・がれき類等の廃棄物は、最大径概ね30センチ（廃プラスチック類は15センチ）以下であること。
  - ・積載物の落下及び飛散防止のために、荷台の全面を覆うことができる車両（全面を覆うことができるコボレーン車）の使用又は全面シートカバー等で覆蓋すること。また、搬入後、帰路においても飛散防止に努めること。
  - ・飛散する廃棄物は、投入時の飛散防止のため適当な湿度を持たせること。
  - ・廃棄物の温度が高い場合は、十分に養生し、温度を下げるここと。
- ③ 運行
  - ・「指定した運搬経路」を通過すること。
  - ・廃棄物処理法、交通法規及びその他の法令を遵守すること。
  - ・沿道住民の要望により、基地には早朝及び混雑時は避けること。
  - ・センターへの搬入に際し、日本製鉄株関西製鉄所和歌山地区の構内を通行することになるので、別途、日本製鉄株関西製鉄所和歌山地区が定める諸手続を行うこと。
  - ・フェニックス門（仮称）は、午前8時30分（開門）から午後4時（閉門）の間に通行すること。
  - ・紀の川河口大橋高架下を通行する際は、必ず、徐行運行すること。
- ④ 受付
  - ・職員の誘導、指示に従うこと。
  - ・受付ゲートの前で荷台のシート等を自ら取り除くこと。また、コボレーン車にあっては、ゲート前で覆蓋部が完全に開き終わったことを確認してから進行すること。
  - ・「搬入車証」を提示すること。
  - ・産業廃棄物の搬入には、マニフェストを持参すること。マニフェストを持参されない場合は搬入できません。
- ⑤ 検査・投入
  - ・目視検査及び必要に応じて展開・分析検査を受けること。
  - ・職員の指示に従い、「車止め（高さ30センチ）」に注意し、搬入車自ら投入すること。
- ⑥ その他
  - ・基地の受入体制の都合により、受入れを制限する場合があります。
  - ・計器類及びコンピューターの誤作動防止のため、構内で無線を使用しないこと。基地への入場の際は、電源を切っておくこと。

\*以上のこととが守れないときは、搬入廃棄物を持ち帰っていただくななど、搬入を認めません。

\*また、埋立処分委託契約を解除することができます。

7 指定した運搬経路  
廃棄物の運搬経路は、次のとおりとします。

経路番号	経路	対象区域
①	和歌山市街→紀の川大橋→ 臨港道路紀の川右岸線→ 日本製鉄(株)関西製鉄所和歌山地区 フェニックス門（仮称）→ 基地	
②	都市計画道路北島湊線→ 臨港道路紀の川右岸線→ 日本製鉄(株)関西製鉄所和歌山地区 フェニックス門（仮称）→ 基地	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、 御坊市、紀の川市、岩出市、紀美野町、 かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、 広川町、有田川町、美浜町、日高町、 由良町、印南町、日高川町
③	県道752号→ 臨港道路紀の川右岸線→ 日本製鉄(株)関西製鉄所和歌山地区 フェニックス門（仮称）→ 基地	

## 注意事項

- 排出場所からは、速やかに指定ルートに入ること。
- 県道148号及び紀の川河口大橋から臨港道路紀の川右岸線に乗り入れることはできません。  
同様に臨港道路紀の川右岸線から県道148号及び紀の川河口大橋に乗り入れることはできません。
- 日本製鉄(株)関西製鉄所和歌山地区構内の通行については、同社の定めに従うこと。
- 台風等により基地所在地に気象警報が発表されたときは、廃棄物の搬入を停止することがあります。  
気象警報：暴風警報、波浪警報、高潮警報  
なお、次の場合は、事前に通知することなく廃棄物の搬入を停止します。
  - ・暴風警報又は高潮警報が発表されたとき。
  - ・津波警報が発表されたとき。
 また、搬入の再開に当たり基地設備の被害の発生、基地の冠水など受入に支障が生じる場合は、搬入を停止することがありますので、事前にお問い合わせください。
- 天候等により港湾管理者が臨港道路紀の川右岸線の通行を止めた場合は、廃棄物の搬入を停止することがあります。
- 防波堤を超える波により基地周辺道路の通行が危険な場合は、搬入を停止することがあります。

8 指定したステッカー  
基地に廃棄物等を運搬するときは、次のステッカーを搬入車両に付けてください。



## 和歌山基地搬入ルート図



### ■ 指定搬入道路

通行禁止路線

# 大阪湾広域臨海環境整備センター 廃棄物受入手続きに関する達

(平成元年11月22日 達第6号)

改正 平成4年12月25日達第3号、平成6年8月18日達第8号、平成8年1月22日達第1号、平成10年2月25日達第2号、平成17年12月26日達第4号、平成18年3月24日達第2号、平成19年1月10日達第1号、平成23年2月23日達第1号、平成24年2月27日達第1号、平成25年10月21日達第1号、平成27年2月1日達第2号、平成27年12月28日達第8号、平成28年3月1日達第4号、令和5年12月12日達第5号、令和7年2月26日達第10号

## (趣旨)

第1条 大阪湾広域臨海環境整備センター(以下「センター」という。)廃棄物受入規程(平成元年規程第8号。以下「受入規程」という。)第8条の規定により受入の手続きに関する必要な事項を定めるものとする。

## (契約申込の受付)

第2条 廃棄物の埋立処分を委託しようとする排出事業者には、必ず廃棄物受入前に、廃棄物の種類及び排出場所ごとに、別に定める必要書類を添えた廃棄物埋立処分契約申込書を提出させるものとする。

- 2 前項に定める必要書類のうち、分析が必要な廃棄物については、契約前検査を実施し、その分析結果報告書等を添付させるものとする。
- 3 前項で定める契約前検査については、実施時期の属する年度の検査として、検査結果の報告を求めることができる。

## (契約の拒否)

第3条 処分料金の未納がある排出事業者とは、支払が完了するまで契約を締結しないものとする。

- 2 処分料金の未納を理由として契約を解除した排出事業者とは、契約解除の日から3年間契約を締結しないものとする。

## (事前審査)

第4条 契約申込を受けた廃棄物については、必要に応じ書類審査、事情聴取及び検査等の事前審査を行い、さらに新規の管理型産業廃棄物及び管理を要する陸上残土については「広域処分場適正受入協議会」に審査を要請し受入の可否を判断するものとする。

- 2 陸上残土Aのうち受入規程別表4の7陸上残土に係る土質区分基準に定めるコーン指數が、1平方メートル当たり800キロニュートン以上のもので、かつ1件の工事又は1つの契約につき年間搬入量が1,500トン以上のものについては、「陸上残土受入判定委員会」に審査を要請し受入料金及び受入方法を決定するものとする。
- 3 受入の可否は契約申込をした排出事業者に通知するものとする。なお、受け入れられないとしたものについてはその理由を付すものとする。

## (契約)

第5条 前条第1項により契約申込を適正と判断したときは、排出事業者と契約を締結するものとする。

- 2 契約期間は、1年以内(4月1日から翌年3月31日までの間)とするものとする。

- 3 契約締結時、排出事業者に搬入施設への搬入時間、運行経路等必要な遵守事項について指示し、搬入車証等を交付するものとする。

(受入検査)

第6条 廃棄物が搬入施設に搬入されたときは、必要な受入検査を行い、当該廃棄物が受入規程に規定する廃棄物の受入の基準（以下「受入基準」という。）に適合していないと認められたときは、当該廃棄物の受け入れを拒否し、搬入停止の措置をとることができる。なお、この場合はその旨を排出事業者に通知するものとする。

- 2 前項に規定する受入検査の途中において、受入基準に適合しないおそれがあると認められるときは、排出事業者に廃棄物の搬入の自粛を求めることができる。

- 3 排出事業者が第1項の搬入停止の措置を受けた廃棄物について、次に定める改善措置等必要な処理を行い、受入基準に適合すると認められたときは、別に定める所定の手続を経て搬入停止の措置を解除することができる。

(1) 受入検査を行った委託廃棄物の引き取り

(2) 改善報告書の提出

- 4 前項第2号に規定する改善報告書は次の内容を記載させるものとする。

(1) 判定基準超過原因の究明

(2) 再発防止対策

(3) 委託廃棄物の安全性の確認等（原因究明と再発防止対策を講じたのちに、原則として1週間ごとに1箇月以上の基準超過項目の測定。ただし、超過原因や改善対策の度合い等を総合的に判断し、所管行政庁と協議・調整の上、測定の頻度と期間を決定）

(4) その他

(中間検査)

第7条 契約期間中、排出事業者に廃棄物の中間検査の実施及び当該検査結果の報告を求めることができる。なお、中間検査に係る実施計画は、契約締結後、排出事業者から書面で提出を求めるものとする。

- 2 排出事業者から提出を受けた分析結果報告書等において、廃棄物が受入基準に適合しないと認められたときは、廃棄物の受け入れを拒否し、搬入停止の措置をとることができる。なお、この場合はその旨を排出事業者に通知するものとする。

- 3 搬入停止後の措置等は、前条第3項及び第4項を準用する。

(契約外検査等)

第8条 排出事業者が契約前検査、受入検査及び中間検査を除く廃棄物の検査（以下「受入契約外検査」という。）を実施する場合は、当該計画及び検査結果の報告を求めることができる。

- 2 廃棄物に対する排出事業者の所管行政庁による立入検査が実施されたときは、排出事業者に当該検査結果の報告を求めることができる。

- 3 廃棄物に対するセンターの所管行政庁による立入検査が実施され、その分析結果が受入基準に適合しないと認められたときは、当該廃棄物の排出事業者にその旨を通知するものとする。

- 4 前3項に規定する分析結果が受入基準に適合しないと認められたときは、排出事業者に廃棄物の搬入自粛を求めるものとする。

- 5 前項に規定する搬入自粛後の措置等は、第6条第3項及び第4項を準用する。ただし、搬入再開に係る手続きについては適用しない。

(搬入車両の車両重量登録)

第9条 廃棄物の受入量を算定する際に使用する車両の空車重量は、搬入車両（複数のコ

ンテナを使用する脱着装置付きコンテナ車を除く。)の自動車検査証に記載された車両重量をもって登録するものとする。ただし、これにより難い場合は、センター各搬入施設のトラックスケールで事前に計量した空車重量をもって登録することができる。

(受入量の算定等)

第10条 廃棄物の受入量は、トラックスケールで計量し、搬入車両の登録重量を差し引いた量を受入量として決定するものとする。

2 複数のコンテナを使用する脱着装置付きコンテナ車である搬入車両で搬入した廃棄物の受入量は、トラックスケールで計量した廃棄物を積載した状態の搬入車両の総重量から廃棄物を荷降ろしした後にトラックスケールで計量した搬入車両の空車重量を引いた量とするものとする。

3 前2項に掲げる受入量は0.1トン単位(0.1トン未満の端数は切捨て)で算定するものとする。ただし、受入量が1トンに満たない場合は1トンとするものとする。

4 受入量は、搬入車両の運転者に受入伝票を交付することで、排出事業者への受入量の通知に代えるものとする。

(処分料金の算定)

第11条 処分料金は、受入規程第7条に定める処分料金に、前条第3項の規定により算定した受入量を乗じて算定するものとする。ただし、1円未満が生じた場合は切り捨てるものとする。

(処分料金の徴収方法)

第12条 処分料金の徴収は、埋立処分委託を受けた廃棄物を受け入れた後、その種類及び受入量に応じて処分料金を請求し、口座振込の方法により徴収するものとする。

(消費税の算定及び徴収方法)

第13条 廃棄物の処分料金に係る消費税及び地方消費税の算定並びに徴収方法については、処分料金の徴収の例による。

(その他の搬入停止の措置)

第14条 排出事業者が搬入車両の車両重量登録の変更を怠ったとき、搬入車両の計量検査を拒否したとき、過去の契約期間中に受入基準に適合しないと認められた廃棄物を搬入したことが発覚したとき、次年度の契約前検査の結果が受入基準に適合しないと認められたとき、第8条第1項及び第2項に規定する報告を怠り、又は第8条第4項に規定する搬入自粛を怠り廃棄物の搬入を継続したとき、所管行政による指示があったとき若しくはその他契約に違反したときは、廃棄物の受け入れを拒否し、搬入停止の措置をとることができる。なお、この場合はその旨を排出事業者に通知するものとする。

2 前項に規定する搬入停止の措置後の取扱いについては、第6条第3項及び第4項を準用する。

(契約の継続)

第15条 排出事業者が3月31日以降も引き続き契約の継続を希望するときは、原則として毎年2月末日までに別に定める必要書類を添えた廃棄物埋立処分契約申込書を提出させ、事前審査を行い適正と認められれば契約を継続することができる。

(契約内容の変更)

第16条 排出事業者が、契約内容を変更しようとするときは、その旨を届出させ必要な手続きをとるものとする。

(契約の解除)

第17条 次の各号に該当するときは、その理由を付して契約を解除できるものとする。

(1) 排出事業者が契約に違反したとき

- (2) 排出事業者が過去の契約期間中に受入基準に適合しないと認められた廃棄物を搬入したことが発覚したとき
- (3) 災害その他の不可抗力又は環境保全上等やむを得ない事由のため、センターの埋立処分事業の継続が不可能になったとき
- (4) 契約が法令等の規定に違反することになったとき

2 排出事業者が契約を解除したいときは、その旨を届出させ当該契約を解除するものとする。

(その他)

第18条 受入に関しこの達に定めのない事項については、別に定めるものとする。

## 附 則

この達は、平成元年11月22日から実施する。

附 則 (平成4年達第3号)

この達は、平成4年12月25日から実施し、平成5年度分の廃棄物の受入から適用する。

附 則 (平成6年達第8号)

この達は、平成6年10月1日から実施する。

附 則 (平成8年達第1号)

1 この達は、平成8年1月22日から実施する。

2 この達の改正後の規定は、平成8年度分の廃棄物受入から適用し、前年度分については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年達第2号)

この達は、平成10年4月1日から実施する。

附 則 (平成17年達第4号)

この達は、平成18年度分の廃棄物受入から適用する。ただし、第8条第2項の改正規定並びに第10条第2項及び同条第3項の改正規定は平成17年12月26日から適用する。

附 則 (平成18年達第2号)

この達は、平成18年3月24日から実施し、平成18年度分の廃棄物受入から適用する。

附 則 (平成19年達第1号)

この達は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (平成23年達第1号)

この達は、平成23年4月1日から実施する。

附 則 (平成23年達第1号)

この達は、平成24年4月1日から実施する。

ただし、第11条第2項ただし書は、平成24年度分の廃棄物受入に限り適用する。

附 則 (平成25年達第1号)

この達は、平成25年10月21日から実施する。

附 則 (平成27年達第2号)

この達は、平成27年2月1日から実施する。

平成24年4月1日からの実施に係る附則のただし書きは削除する。

附 則 (平成27年達第8号)

この達は、平成28年1月1日から実施する。

附 則 (平成28年達第4号)

この達は、平成28年3月1日から実施する。

附 則 (令和5年達第5号)

この達は、令和6年4月1日から実施する。

附 則 (令和7年達第10号)

この達は、令和7年4月1日から実施する。

# 業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

## （委託業務）

第1条 甲は和歌川終末処理場（和歌山市塩屋5丁目3番41号）の焼却灰等の搬出業務（以下「委託業務」という。）を委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 この契約書の定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならぬ。

## （契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## （委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）内容に従って委託業務を履行しなければならない。

## （委託金）

第4条 委託金の額は、0.1トン当たり〇〇〇円（消費税及び地方消費税額〇〇円を含む。）とする。

## （契約保証金）

第5条 契約保証金は和歌山市公営企業契約規程（平成17年水道局規程第10号）第5条第3号の規程により不納付とする。

## （権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、この契約により生ずる権利を担保に供してはならない。

## （再委託等の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

## （委託業務の調査等）

第8条 甲は、必要があると認める場合は、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第10条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従事員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の債務不履行)

第11条 乙はその責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は甲が定める。

2 前項の場合において甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(報告及び確認)

第12条 乙は仕様書に基づき委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲の定める方式により甲に報告し、甲の確認を求めるにあたる。

(委託金の支払)

第13条 乙は、毎月、当該月に履行すべき委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、当該月分の委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その金額又はその端数を切り捨てる。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。ただし、債務の不履行が当該契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) その責めに帰すべき事由により委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認め

られるとき。

- (2) 債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 第21条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。
- (4) 事由のいかんを問わず契約に違反したとき。

2 前項第2号の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は甲が乙に対し、乙は委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項に規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号。

以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、

その損害を賠償しなければならない。

- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(解約)

第17条 甲は、第14条第1項及び前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、乙に

対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第9条第2項及び第14条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第9条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第9条第1項の規定による委託業務の一時中止期間により委託期間内に履行できないとき。

2 第9条第2項及び第14条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第19条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないとときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第20条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱をしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(その他の遵守事項)

第22条 乙は、委託業務の履行に当たり、次の各号の事項を遵守しなければならない。

(1) 乙は、公文書（甲の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。））に記載された情報を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報とみなして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(2) 乙は、情報を管理する情報システム（パソコンなどの電子計算機及び当該電子計算機の周辺機器）を取り扱う際には、情報の漏えい、滅失等、情報の安全性が侵害されないようにすること。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して情報資産（公文書に記載された情報又は情報を管理する情

報システム) の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(合意管轄)

第23条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第24条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲 住所 和歌山市七番丁23番地  
氏名 和歌山市  
和歌山市公営企業管理者 濱崎 典男

乙 住所  
氏名

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

#### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

#### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してもならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しだったときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。
- (2) 当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。

## 質問・回答について

1 委託名称 和歌川終末処理場焼却灰等搬出業務委託

2 委託番号 4

3 担当課 終末処理場管理課（和歌川終末処理場）

### 4 質問及び回答

- (1) 質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。
- (2) 提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。（入札説明書4参照）
- (3) 質問の提出の受付は、公告日から令和8年2月13日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日を含まない。）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）とします。
- (4) 回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲示します。